

リーニエンシー制度の経済分析

丹野忠晋

跡見学園女子大学マネジメント学部助教授
(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

濱口泰代

名古屋市立大学大学院経済学研究科講師

木村友二

公正取引委員会競争政策研究センター研究員
(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員・独立行政法人経済産業研究所研究スタッフ
(執筆時))

石本将之

公正取引委員会事務総局官房人事課
(公正取引委員会競争政策研究センター研究員 (執筆時))

鈴木淑子

日立総合計画研究所
(公正取引委員会競争政策研究センター研究員 (執筆時))

【要旨】

本研究は、本年1月に我が国において導入された課徴金減免制度（リーニエンシー制度）についての経済学的な分析を、制度、理論、実験及びケーススタディの多方面から行うことにより日本の競争政策の深化に寄与することを目的としている。

制度面では、米国、欧州、韓国そして日本のそれぞれの制度の比較分析を行っている。

理論面では、繰り返しゲーム理論の枠組みの中で、競争当局は存在するがリーニエンシー制度がない入札モデルとリーニエンシー制度を組み入れた入札モデルを分析検討し、すべての環境で入札談合を防止することはできないが、リーニエンシー制度によって潜在的な談合が減少する場合は元の課徴金額が高く、かつ減免された課徴金額が低い場合であることを示している。また、確率的落札方式、確率的交代落札方式そして確定的交代落札方式の3つの談合スキームを談合から得られる期待利得の観点から分析検討している。

実験面では、大学生を被験者として、実験経済学の手法を用いてリーニエンシー制度の効果を検討した。被験者同士の会話の可否、競争当局による捜査の可能性、リーニエンシー制度の有無により4つの設定のもとでの実験を繰り返した結果、リーニエンシー制度が存在した方が談合参加者数が減少する、談合参加者の大きな割合がリーニエンシー制度を利用する等の興味深い結果を得ている。

ケーススタディでは、1990年代に行われた国際カルテルである、リジンカルテル事件の概要を詳細に説明した後、ある国での摘発がきっかけで他国に国際カルテルの露見が波及していく過程をリーニエンシー制度が後押しする側面がある等の示唆を得ている。